

補助金調書

補助金名	老人クラブ各種事業助成			担当課 (連絡先)	保健福祉局高齢社会部介護福祉課 (TEL 733-5452)
交付先	団体	(公益社)福岡市老人クラブ連合会		区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を行っている団体は、(公益社)福岡市老人クラブ連合会に限られるため。				
補助開始年度	昭和60	年度	経過年数	33	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	高齢者の知識経験を生かした多様な社会活動を通じて、高齢者の生活を豊かなものとし、健康で明るい長寿社会づくりを進めるために、福岡市は老人福祉法第13条第2項に基づき、その目的のために活動する福岡市老人クラブ連合会の事業を助成している。福岡市は老人福祉法第13条第2項に基づき、その活動を援助するため、補助金を交付している。 補助対象事業は、友愛訪問事業(地域の見守り活動)、グラウンド・ゴルフ大会等各種事業、高齢者農園。				
補助金の終期	32	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	老人クラブは、健康増進活動や生きがいがづくり(高齢者農園等)、見守り(友愛訪問等)、各種大会の開催のほか、地域の自治活動に大きな役割を果たしている。市の高齢者施策の一翼を担う存在であり、より多くの高齢者が老人クラブに関心を持ち、活動に参加できるよう、各老人クラブを統括し、市全体の活動活性化を担う福岡市老人クラブ連合会に対しても、今後も継続して活動支援を行う必要がある。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ①友愛訪問:管理費、活動費②各種事業:ゲートボール大会、囲碁・将棋大会等の大会経費③グラウンド・ゴルフ大会:市大会の大会経費④高齢者農園:農園運営に必要な基本設備に要する経費、基礎経費。要綱にて具体的経費項目、対象外経費項目を明記している。項目ごとに必要経費を算定し、予算の範囲内で助成している。 算定 ①③要綱上「補助基準額等は別に定める」とし、基準表を別途策定。 ②各種事業に関しては、前掲「老人クラブ活動助成」と同じ。 ④高齢者農園事業は、同要綱の別表にて「農園の運営に必要な基本設備に要する経費」「農園運営のための基礎経費」に区分し、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計額とする。			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 ①友愛訪問:(1)間接補助対象クラブが多いため。再交付の配布基準:福岡市友愛訪問事業補助金交付要綱第10条、第14条 ②③各種事業等:(1)事務簡素化のため。(2)福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金交付要綱第10条、第16条。 ④高齢者農園:(1)事務簡素化のため。(2)(3)福岡市高齢者農園事業補助金交付要綱第8条、第16条				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	10,707 千円	10,467 千円	10,624 千円	10,390 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	①友愛訪問 2,881千円 ②各種事業 6,263千円 ③市グラウンドゴルフ大会 228千円 ④高齢者農園 1,095千円				
補助金交付 による効果	老人クラブの実施する、健康づくり・社会奉仕・文化活動・スポーツ大会などの各種事業は、高齢者自身の社会参加の機会の増加、健康の維持、介護予防の推進とともに、高齢者による地域の見守り・地域活動などを通じ、高齢者の福祉の向上に寄与している。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。